

第5章 確実な目標達成に向けて

1 「整備アクションプログラム」に基づく適切な進捗管理

密集市街地対策の主体である市は、危険密集を確実に解消し、密集市街地を安全・安心で魅力あるまちとしていくため、延焼拡大の危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、その箇所での重点的な道路整備や老朽建築物の除却事業を位置づけるなど、適切な事業量・積極的な事業手法等を盛り込んだ実効性の高い整備アクションプログラムを策定し、危険密集の解消目標や目標達成に向けて取り組んでいます。

市は事業進捗や目標達成の見込みなどの進捗管理を行うとともに、府においてもGISを用いてきめ細かく延焼危険性の評価を行うなど、これまで以上に精緻な進捗管理を行います。

計画通り進んでいない場合は、府市でその要因を分析し、改善方策等を講じるなど、確実な目標達成に努めます。

また各市における課題や事業推進方策を共有するため、モニタリング会議を実施し、その結果等を踏まえ、整備アクションプログラムを毎年度更新します。

2 密集市街地のまちづくりに係る関係者の役割と取組

密集市街地のまちづくりでは、地域住民、民間事業者、行政や都整センター、その他関係機関などの様々な関係者がそれぞれの適切な役割に基づき、相互に連携し取組を進めることが重要です。

◆市

密集市街地対策の主体として、地域の特性を踏まえ、危険密集の解消や住環境の改善等に向けた取組を示す整備アクションプログラムに基づき、道路・公園等の整備を推進するとともに、防火規制等の都市計画規制や老朽建築物の除却費補助などにより、地域住民等による取組を促進します。また、災害時の応急対応など地域防災力の向上や、民間活力を誘発するまちづくりに向けた取組を行います。

特に、危険密集を確実に解消するため、延焼経路となる老朽建築物の重点除却や道路等の重点整備を推進します。そのため、除却費補助の拡充や道路整備を積極的に推進するための建物補償を継続し、行政による買収・除却を含め老朽建築物の除却を重点的かつ戦略的に実施します。また、解消までの安全性を確保するため、市街地の状況を踏まえた感震ブレイカーの設置に係る計画を作成し、さらなる普及促進を図るなど、地域防災力の向上に取り組みます。

◆大阪府

広域的な観点から密集市街地対策の目標や取組の方向性・枠組みを示し、広く発信するとともに、主に、危険密集が残る市に対して、延焼危険性のきめ細かな評価や進捗管理などの技術的な支援、土木事務所への密集担当の配置などの人的な支援や財政的な支援を実施します。

特に、重点取組である老朽建築物の重点除却に対しては、財政的支援の継続及び GIS を活用した重点除却箇所の特定・見直し等の技術的支援を、感震ブレイカーの普及促進に対しては設置に係る計画作成に対する技術的支援を、防災訓練・防災人材育成等の実施に関しては、土木事務所と連携した人的支援を実施します。

また、府都市計画道路（三国塚口線、寝屋川大東線）の早期整備や、国に対する制度改善要望、各主体間のコーディネートなどを行っていきます。

◆公益財団法人大阪府都市整備推進センター

府が出資する法人として、密集市街地における防災性の向上と居住環境の改善という府の政策目的を一体となって遂行するため、木質住宅等の老朽建築物所有者への除却・建替えの相談や事業化の支援を行うなど、民間や市と協力・連携を図ります。

特に、危険密集の全域解消、及び危険密集解消後の地区における「民間活力を誘発するまちづくり」に対して、(財)大阪府まちづくり推進機構（当時）から承継した基本財産を活用しながら、都整センターが有する知識やノウハウを活用し、良質で魅力あるまちづくりの推進に必要な支援を行います。

◆UR都市機構等の公的団体、NPO等の関係団体や民間事業者等

それぞれが有する特性やノウハウが、密集市街地の防災性の向上と居住環境の改善に活かされるよう、行政や各主体と連携を図りつつ取組を展開します。

◆地域住民、土地・建物所有者、地元団体等

密集市街地内の住民や土地・建物所有者、地元団体等には、自助、共助の観点から、災害時に甚大な被害が出るおそれのある密集市街地の危険性の理解や情報収集に努め、不燃化等による住宅・建築物の安全性の確保、市のハザードマップなどを活用した災害時の避難場所・経路の確認、自主防災組織への参加など災害発生時の住民間の協力体制の構築等が求められます。

【目標達成に向けた府・市・都整センターの役割・取組】

